

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：農林水産事業費 項：農業費 目：植物防疫費

事業名 病虫害防除員活動費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 クリーン農業係 電話番号：058-272-1111(内 2868)

E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,094 千円 (前年度予算額：1,094 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,094	786	0	0	0	0	0	0	308
要求額	1,094	786	0	0	0	0	0	0	308
決定額	1,094	786	0	0	0	0	0	0	308

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

病虫害防除員は、植物防疫法第 33 条に必要な応じた設置が定められており病虫害防除所と連携して地域の病虫害発生情報等を収集し、病虫害の迅速な予察情報提供を行うことを主な業務としている。

設置については、平成 15 年度までは 129 名を任命していたが、調査の重点化、効率化を進めながら、平成 24 年度から 40 名体制とした。

平成 28 年度から、病虫害調査に伴う職員の遠距離出張の負担軽減のため、1 名の病虫害防除員を増員して 41 名体制としている。

(2) 事業内容

市町村段階における植物防疫事業の推進を図るため、植物防疫法第 33 条に基づく非常勤職員の病虫害防除員を設置し、病虫害防除所と連携して、地域における病虫害の発生予察と情報提供業務などを実施する。

ア 防除計画立案

防除計画、防除暦 (栽培暦) 等の作成指導

イ 早期発見及び発生状況

病虫害発生予察のための調査、病虫害発生予察情報の伝達

ウ 防除及び農薬安全使用指導

防除実施計画立案並びに防除実施指導、農薬安全使用広報

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・ 指定病害虫に係る発生予察業務 : 国費 (7 / 10)
- ・ 指定外病害虫に係る発生予察業務 : 県費 (3 / 10)
- ・ 平成 28 年度増員に係る調査業務 : 県費 (10 / 10、1 名分)

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
防除員活動費 (報償費)	950	病害虫防除員報償費
旅費	57	病害虫防除員研修費用弁償
需用費	60	事務用品、研修会資料印刷費
役務費	27	通信運搬費
合計	1,094	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 植物防疫法第 33 条
- ・ 岐阜県病害虫防除所の名称、位置及び所管区域等に関する条例第 2 条

(2) 国・他県の状況

植物防疫法に基づき、全都道府県で実施。

(3) 後年度の財政負担

継続

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

病害虫の効果的な防除を推進するため、病害虫防除員を設置し、市町村段階における植物防疫事業を推進するとともに、地域における病害虫の発生予察と情報提供業務などについて、病害虫防除所と連携して実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

病害虫発生予察事業は植物防疫法に基づき実施しているため。

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

病害虫防除員研修会（R1：8回）

病害虫調査の実施（R1：延べ475回）

病害虫発生予察情報の提供

（R1：県情報7回、地域情報16回、注意報4回、特殊報1回）

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

農作物に甚大な被害を与える病害虫の発生状況調査を病害虫防除員が防除所との協力体制のもとで実施し、発生予察情報の作成と提供、地域での情報提供活動等により、的確で効率的な病害虫防除が実施された。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い 	
(評価) ○	農薬の適正及び効率的な利用を推進するためには、関係機関の連携のもと各種計画、指針、調査結果に基づいた的確な防除指導が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	平成18年の食品衛生法改正により残留農薬基準が厳格化されて以降、現在まで基準値違反は発生していない。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある 	
(評価) ○	病虫害防除員の配置の見直し、研修会の実施等により、効果的、効率的な事業実施に努めている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 病虫害発生予察情報の充実を図るため、対象病虫害の重点化や予察手法等の点検を行うとともに、病虫害防除指導のための情報提供の充実を図る必要がある。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県産農産物の安全性確保と信頼性向上のため、病虫害発生予察情報の的確な提供、適切な防除方法の継続的な情報発信が必要である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	指定病虫害発生予察事業費、重要病虫害発生予察事業費 【農産園芸課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	病虫害防除所に協力して発生予察事業を実施する。